

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出禁止期間の延長について

令和3年2月7日
在ドミニカ共和国日本国大使館

・2月9日から2月22日まで、平日（月曜日から金曜日）の夜間外出禁止時間は午後7時から午前5時まで（帰宅のための移動は午後10時まで可）となります。また、週末（土曜日及び日曜日）の外出禁止時間は午後5時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は午後8時まで可）となります。

・レストラン店内での飲食は収容人数の60%、1テーブルの着席人数6名を上限として営業が許可されます。

なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。

○<https://presidencia.gob.do/decretos/61-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部
EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA
TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013
consul@sd.mofa.go.jp